



府情個第861号
平成24年3月21日

農林水産大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく下記の
諮問について、別紙答申書を交付します（平成23年度（行情）答申第561
号）。

記

諮問番号：平成23年（行情）諮問第181号

事件名：家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会議事録の一部開示決定に関する
件

(別紙)

諮問番号：平成23年(行情)諮問第181号

答申番号：平成23年度(行情)答申第561号

答申書

第1 審査会の結論

家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会(以下「本件委員会」という。)第10回ないし第15回の議事録(宮崎県における口蹄疫(こうていえき)発生に関する審議)(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとする部分については、別紙1ないし別紙6に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成22年10月18日付け22消安第606.7号により農林水産大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消し(ただし、個人情報、企業や団体に関する情報のうち、個人名、企業名及び住所は除く。)を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 異議申立人が平成22年9月14日、処分庁に対し、法に基づき本件対象文書の開示を請求したのに対し、処分庁は、同年10月18日、本件対象文書のうち、個人情報、企業や団体に関する情報、国が行う原因究明等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、これらを公にすることにより、今後同様の委員会を行う際に支障が生じるおそれがあるため、法5条1号、2号及び6号に該当するとして一部不開示とする原処分を行った。

イ しかし、原処分は、以下のとおり不正である。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規(以下「家畜衛生部会運営内規」という。)により、本件委員会の所掌事務は、①家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること、②牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うことと定められている。したがって、法5条1号、2号及び6号に該当するという理由で議論内容が全面不開示になることはあり得

ず、異議申立てに係る処分が不正行為であることは自明である。

ウ そもそも国が行う原因究明については、平成22年4月20日の宮崎県における口蹄疫の発生を受け、農林水産省は、同月26日「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づいて、疫学及びウイルス学等の専門家で構成される「口蹄疫疫学調査チーム」を設置し、感染要因を分析するために検査結果や現地調査で得られたデータに基づき、疫学調査を進めているとされている。

平成22年11月24日付けの農林水産省口蹄疫疫学調査チーム名による「口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ—侵入経路と伝播経路を中心に—」と題した文書（以下「中間取りまとめ」という。）においては、疫学調査の目的及びその調査方法が、国及び県における疫学調査の進め方、立入調査時の記入様式まで公開されている。また、法5条1号ただし書口及び2号ただし書に規定するとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を含む調査結果も公表されている。

したがって、原処分で一部不開示とした理由である法5条1号、2号及び6号に該当する理由はない。

エ 以上のように原処分は、不正であり、農林水産省消費・安全局動物衛生課の隠蔽体質を明白にするもので、法の目的である1条（この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。）を踏みにじる違法行為である。よって、原処分の取消しを求めるため、異議申立てを行った。

(2) 意見書

ア 宮崎県における口蹄疫の発生について

そもそも口蹄疫の防疫対策は、家畜伝染病予防法3条の2（特定家畜伝染病防疫指針）の規定により作成された口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）に基づかなければならない。口蹄疫ワクチン接種による防疫措置は、当該指針では、「7 ワクチン都道府県知事は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、家畜伝染病予防法31条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。」と定められている。

家畜伝染病予防法において、口蹄疫の患畜以外の家畜は、と殺義務

の対象とされていない上、口蹄疫ワクチン接種動物については、口蹄疫ウイルスの検査が可能であるから、殺処分を前提にすることがおかしい。独立行政法人動物衛生研究所の研究管理監（本件委員会第10回に出席。）は、OIE（国際獣疫事務局）動物疾病科学委員会の委員として口蹄疫ワクチンを接種し、口蹄疫を予防している国や地域の清浄国認定を行っている。ワクチン接種清浄国は、口蹄疫ウイルスがないという点でワクチン不接種清浄国と科学的に同じである。ワクチン接種清浄国の認定は、ワクチン接種動物の口蹄疫ウイルス感染の有無が抗体検査で可能であることが前提となっている。

第13回本件委員会概要には、「感染抗体とワクチン抗体の識別が困難であることなどにより防疫上の支障を来すおそれがある。」とあるが、事実ではない。殺処分を前提としたワクチン接種について宮崎県知事が自身のブログで平成22年7月23日の朝日新聞の記事を取り上げ、次のように掲載している。

「OIE（国際獣疫事務局）の国際規約では、「汚染国」と認定された国が発生のおそれがない「清浄国」に戻るには、①殺処分だけの場合は、感染例がなくなってから3か月後、②殺処分に加え、ワクチン接種をした場合は、接種された動物を殺処分してから3か月後となっていた。だが、OIE（国際獣疫事務局）は、平成14年の総会で、ワクチン接種した家畜に自然感染による抗体がないことを証明すれば6か月後に清浄国に戻れる「第3の選択」肢を加えた。その場合、殺処分は接種した家畜全てではなく、自然感染による抗体があるものだけでよいという。ワクチン接種実施（宮崎県ではマーカーワクチン採用）のとき、ワクチンを打ったらとにかく殺処分としていた国の主張・対応はどうなるのか。ならば、今回はどうして殺処分ありきになってしまったか。」

このような根本的な疑問について、農林水産省は、国民に一切説明していない。また、本件委員会の特定委員は、平成12年に宮崎県で発生した口蹄疫について当時国の家畜衛生試験場口蹄疫対策本部長としてまとめた報告書の中で、「口蹄疫ウイルスが豚に感染するときわめて大量のウイルスを排泄し、大規模な流行を招来する」と記述している。ところが、同22年4月28日の本件委員会の概要では、「豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられる～」とされている。養豚業密集地域で感染拡大し殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難となっても、ワクチンが使用されず、ワクチン接種が検討された第13回本件委員会の時点で既に殺処分の対象となった牛や豚の数が11万4千頭を超えていた。

本件委員会が本来の責務を果たす議論を行ったか否か議事録を公開

し、透明性を確保した上で、国民的的確な理解と批判を受ける責任がある。

イ 本件委員会について

諮問庁の理由説明書によれば、本件委員会とは、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に置かれている小委員会であり、平成22年4月の宮崎県における口蹄疫の発生以降、計6回（第10回ないし第15回）開催され、その内容については、個人情報及び企業に係る情報等を基に国が行う防疫対策等の議論がなされたことから、食料・農業・農村政策審議会議事規則3条2項ただし書の理由に基づき、会長（委員長）が非公開としたものであるとしている。

しかし、会長（委員長）が非公開としたとの主張は、根拠がない。食料・農業・農村政策審議会長によれば、小委員会については、部会長に委ねられており、会長（委員長）は関与していない。また、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の部会長については、持ち回りで選任されている上、平成21年から一度も会議が開かれておらず、実態がない。さらに、本件委員会（第10回ないし第15回を含む。）の委員長であった特定個人は、本件委員会はもともと非公開であり、同氏の4年間の任期中に本件委員会は、一度も公開されたことがなく、会議の非公開について小委員長に諮られたこともない。小委員長が事務方より会議の非公開理由の説明を受けたこともないという。

食料・農業・農村政策審議会令、同審議会議事規則及び家畜衛生部会運営内規には、小委員会の会議の非公開に関する規則がないが、これは審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）に違反している。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 個人及び法人等に関する情報

A 当該情報に関する諮問庁の説明（下記第3の3（2）ア）については、異議申立ての趣旨（上記1）において、個人情報、企業や団体に関する情報のうち、個人名、企業名及び住所は除くとしている。

B 異議申立書（上記2（1）ウ）において、法5条1号ただし書口及び2号ただし書にあるとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を含む調査結果も公表されていると記載している。仮に、本件委員会においては、具体的な個々の氏名、法人名に言及した議論が行われており、これらは、同条1号及び2号において原則不開示とされている「特定の個人・法人を識別することができる情報」に該当するとの主張が正しいのであれば、口蹄疫疫学調査チーム、

口蹄疫対策検証委員会の報告書は違法であることになる。

C 家畜伝染病は、公示が義務付けられており、家畜伝染病予防法施行規則には、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに患畜及び疑似患畜の区分並びに頭数、発生の場所及び発生日等を公示しなければならないとされている。

D 以上のとおり、個人及び法人等に関する情報に関する諮問庁の説明には根拠がない。

(イ) 事務又は事業に関する情報

A 当該情報に関する諮問庁の説明（下記第3の3（2）イ）のとおりとすれば、小委員会の議論は、なおさら、透明性が担保されなければならない。しかしながら、ワクチン接種を動物の殺処分的前提とした必要性、正当性及び妥当性について説明責任が果たされていない。

B 諮問庁は、委員がその発言にまで論難され、責任を問われることを恐れる余り、活発になるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高いと説明するが、これは、法の目的と矛盾した詭弁（きべん）である。また、諮問庁が不開示とした理由において、上記の説明は、なされていない。

C 諮問庁は、小委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事要旨として速やかに公表していると説明するが、第10回ないし第15回の議事要旨は、公表されておらず、公表しているのは概要と称したものである。食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会、各小委員会等の記録は、議事録、議事要旨、議事概要、概要、このように異なった形となっている。議事要旨及び議事概要は、委員の議論内容が分かるものであり、概要は結論し分からない。

D 情報公開・個人情報保護審査会に諮問庁から提出された理由説明書は、うそだらけの杜撰（ずさん）なものであり、主権者を愚弄するもので遺憾である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の主張する理由は、理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 原処分における不開示理由

第10回ないし第15回の本件委員会の議事録のうち、個人情報、企業や団体に関する情報、国が行う原因究明等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、これらを公にすることにより、今後同様の委員会を行う際に支障が生じるおそれがあるため、法5条1号、2号及び6号に該当するので、不開示とした。

2 平成22年4月に宮崎県における口蹄疫の発生概要及び発生に伴い開催された本件委員会について

(1) 宮崎県における口蹄疫の発生概要

宮崎県において、平成22年4月20日、国内では10年ぶりに口蹄疫の発生が確認された。発生農場は、計292農場に及び、患畜等以外の家畜に殺処分を前提としたワクチン接種を行ったことから、殺処分家畜は約29万頭に至り、我が国の畜産業に甚大な被害をもたらした。

(2) 口蹄疫発生に伴い開催された本件委員会等について

本件委員会とは農林水産省内に設置されている、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に置かれている小委員会であり、当小委員会の所掌事務は、家畜衛生部会運営内規により、①牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること及び②牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこととされている。

本件委員会は、口蹄疫ワクチン接種など過去に前例のない防疫対策を実施するため、平成22年4月の宮崎県における口蹄疫の発生以降、計6回開催（第10回ないし第15回）した。これら6回の開催については、その内容が個人情報、企業に係る情報及び疫学関連情報（原因究明等に要する情報）を基に、国が行う防疫対策等について議論がなされたことから、食料・農業・農村政策審議会議事規則3条2項ただし書の理由に基づき、本件委員会の会長（委員長）が非公開としたものである。

3 原処分を維持する理由

(1) 異議申立書（上記第2の2（1）イ）において、家畜衛生部会運営内規により、本件委員会の所掌事務は、①牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること及び②牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うことであるから、法5条1号、2号及び6号に該当する理由で、議論の内容が全面不開示になることはあり得ないと述べられている。

また、同申立書（上記第2の2（1）ウ）において、中間とりまとめで疫学調査の目的及びその調査方法が公開されていることから、法5条1号、2号及び6号に該当とする理由はないと述べられている。

(2) しかしながら、以下の理由から、処分庁が判断した原処分は妥当である。

ア 法5条1号及び2号（個人及び法人等に関する情報）について

平成22年11月24日付けで公表された中間取りまとめにおいては、異議申立書に記載されているとおり調査方法は公開しているものの、氏名及び法人等の情報は、一切記載されていない。

他方で、本件委員会においては、具体的な個々の氏名及び法人名に言及した議論が行われており、これらは法5条1号及び2号において

原則不開示とされている「特定の個人・法人を識別できる情報」に該当する。

イ 法5条6号（事務又は事業に関する情報）について

本件委員会は、牛豚等の疾病の専門的、技術的な助言をすること等を所掌事務としているが、当該助言等は、国・県が家畜伝染病予防法に基づき、①個人の財産である家畜に対し殺処分を強制したり、②発生農場以外の周辺の感染していない農場の家畜の移動制限を行ったりするなど、他に例のない程の強制的な権限を個々の生産者に行使するための前提として行われるものであり、その責任・重要性は極めて重いものがある。

このように、仮に、今後の政策の在り方等について一般的な議論を行う他の審議会等と性質を異にしている本件委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、委員が議論の過程における一発言にまで論難され、責任を問われることを恐れる余り、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高い。

このため、本件委員会の議事録は法5条6号において、不開示となる「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

なお、本件委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事要旨として取りまとめ、速やかに公表しているところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年4月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月12日 審議
- ④ 同月27日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成24年2月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫に関係して開催された本件委員会の第10回会議ないし第15回会議に係る議事録の開示を求めるものである。

当該開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、原処分で不開示とした部分のうち、個人名、企業名

及び住所を除く部分の開示を求めている。

諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果に基づき、異議申立人が開示を求めている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 議事進行上の発言及び挨拶等の部分について（次の①ないし⑥の各区分に掲げる部分）

- ① 別紙1（第10回議事録）中、区分1、区分17、区分18、区分24、区分29、区分32ないし区分35及び区分37ないし区分39
- ② 別紙2（第11回議事録）中、区分1ないし区分7、区分54ないし区分56、区分62ないし区分64及び区分70ないし区分74
- ③ 別紙3（第12回議事録）中、区分2及び区分4
- ④ 別紙4（第13回議事録）中、区分1、区分14ないし区分16、区分18、区分30、区分32及び区分33
- ⑤ 別紙5（第14回議事録）中、区分1、区分22ないし区分24、区分32ないし区分36及び区分39ないし区分41
- ⑥ 別紙6（第15回議事録）中、区分1、区分6ないし区分8、区分18ないし区分21、区分26ないし区分38、区分42ないし区分45、区分50ないし区分52及び区分54ないし区分57

ア 当該不開示部分には、本件委員会の委員長及び農林水産省の職員等が、議事進行上のために発言した内容及び会議終了の際の挨拶等の内容が記載されている。

なお、本件委員会の委員長及び各委員の身分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、非常勤の公務員であるとのことであった。

イ 当該部分は、発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが、各発言は、議長としての立場及び事務局としての立場から議事を進行していくために通常必要な発言であることから、当該部分は、職務遂行上の情報であり、同号ただし書ハに該当すると認められる。

ウ 当該部分に記載された内容は、上記アのとおり、議事進行に係るものにすぎないので、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

エ 以上のことから、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当す

るとは認められないので、開示すべきである。

(2) 自己紹介及び資料の特定等の説明部分について（次の①ないし⑤の各区分に掲げる部分）

- ① 別紙1（第10回議事録）中、区分2ないし区分4、区分14、区分15、区分19、区分21、区分22及び区分30
- ② 別紙2（第11回議事録）中、区分8、区分9、区分36、区分37、区分39、区分40、区分52、区分57及び区分65
- ③ 別紙4（第13回議事録）中、区分2、区分17及び区分26
- ④ 別紙5（第14回議事録）中、区分2、区分3、区分18、区分20及び区分25
- ⑤ 別紙6（第15回議事録）中、区分2、区分3、区分9、区分10、区分22、区分39及び区分48

ア 当該不開示部分には、農林水産省の職員等が、資料等を説明する際に冒頭で自己紹介した内容並びに説明する資料の特定及び説明する項目等の内容が記載されている。

イ 当該部分は、発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが、上記（1）イと同様、職務遂行上の情報であり、同号ただし書八に該当すると認められる。

ウ また、当該部分に記載された内容は、上記アのとおりであることから、上記（1）ウと同様、これを公にしても、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

エ 以上のことから、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

(3) 宮崎県における口蹄疫の発生状況等の説明部分について（次の①ないし④の各区分に掲げる部分）

- ① 別紙1（第10回議事録）中、区分5、区分7、区分9、区分11及び区分25ないし区分28
- ② 別紙2（第11回議事録）中、区分10、区分12、区分14、区分16、区分18、区分20、区分22、区分24ないし26、区分28、区分30、区分32及び区分34
- ③ 別紙5（第14回議事録）中、区分13
- ④ 別紙6（第15回議事録）中、区分4、区分14、区分16及び区分24

ア 当該不開示部分には、農林水産省の職員が、口蹄疫の発生状況等について説明した内容が記載されており、発言者に係る法5条1号本文前段の情報に該当する。

当審査会事務局職員をして、農林水産省及び宮崎県のホームページ

を確認させたところ、当該部分の内容は、原処分時において既に公にされているプレスリリースの内容と同一又は同旨であることが認められた。

このことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、プレスリリースと全く同じ文言を用いた表現ではなく、私的な見解等も含まれることから、開示することはできないとのことであった。

しかし、当該部分は、口蹄疫の発生に関する事実等について、本件委員会に担当者が報告（説明）したものであることから、私的な見解等が含まれているとは認められない。また、本件対象文書の不開示部分の文言とプレスリリースの文言が全て一致しなくても、そのほとんどが内容的に一致していることから、当該部分に記載された情報は、既に公にされている情報と言うべきである。

したがって、当該部分の内容は、法5条1号ただし書イに該当するとともに、上記（1）イと同様、職務遂行上の情報であることから、同号ただし書ハにも該当すると認められる。

イ また、当該部分に記載された内容は、上記アのとおりであることから、上記（1）ウと同様、これを公にしても、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

ウ 以上のことから、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

(4) 宮崎県における口蹄疫の発生事例ごとの状況及び対応等の説明部分について（次の①ないし⑥の各区分に掲げる部分）

① 別紙1（第10回議事録）中、区分6、区分8、区分10、区分12、区分13及び区分16

② 別紙2（第11回議事録）中、区分11、区分13、区分15、区分17、区分19、区分21、区分23、区分27、区分29、区分31、区分33、区分35、区分38、区分41ないし区分51及び区分66ないし区分69

③ 別紙3（第12回議事録）中、区分1

④ 別紙4（第13回議事録）中、区分3ないし区分13

⑤ 別紙5（第14回議事録）中、区分4ないし区分12、区分14ないし区分17、区分19及び区分21

⑥ 別紙6（第15回議事録）中、区分5

ア 当該不開示部分には、農林水産省の職員が、口蹄疫の発生事例ごとに発生農場等の経営内容、立入検査などの経緯や状況、周辺農場の状況、ウイルスの侵入、感染時期、防疫措置やワクチン接種の状況及び

これらの対応等について説明した内容が記載されている。

イ 当該部分は、発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが、上記(1)イと同様、職務遂行上の情報であり、同号ただし書ハに該当すると認められる。

ウ また、当該部分の一部には、口蹄疫の発生した農場における経営内容及び特定会社の事業内容など法5条2号に係る法人又は事業を営む個人の情報が記載されているが、異議申立人が異議申立ての対象外とする法人名及び個人の氏名を除く部分については、法人名及び個人名が異議申立ての対象外とされ開示されないことに鑑みると、これを公にしても、これらの者の権利、競争上の地位その他正当利益を害するおそれはなく、同号イに該当するとは認められない。

エ さらに、①口蹄疫が発生した当時、その発生場所、頭数、防疫状況等の各情報は、その発生及び措置の都度、農林水産省及び宮崎県のプレスリリースで公表され、また、当該口蹄疫の事件については、当時、報道機関により広く報道されていたと認められること、②当該部分には、今後の対応事項等も記載されているものの、本件に係る口蹄疫の事件は既に終息(平成22年8月22日宮崎県発表)していること及び③当該部分は農林水産省の職員が説明した部分であり、各委員の発言内容が記載されているものではないことを考慮すると、原処分時(同年10月18日)において、これらを公にしても、上記(1)ウと同様、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

オ 以上のことから、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

(5) 近隣諸国の口蹄疫発生状況等の説明部分について(次の①ないし③の各区分に掲げる部分)

① 別紙1(第10回議事録)中、区分31

② 別紙2(第11回議事録)中、区分53

③ 別紙6(第15回議事録)中、区分11ないし区分13、区分15、区分17、区分23、区分25、区分40、区分41、区分46、区分47及び区分49

ア 当該不開示部分には、①近隣諸国の口蹄疫発生状況等、②OIE洗浄国ステータス回復、③ブルセラ病エライザキットの活用、④家畜の排せつ物等の処理及び⑤口蹄疫疫学調査チームが作成及び整理した口蹄疫の疫学調査に係る中間的に整理したもの(以下「中間的整理」という。)等について説明した内容が記載されている。

イ ①近隣諸国の口蹄疫発生状況等について

当該不開示部分には、農林水産省の職員が中国、台湾、韓国及びイ

ギリスにおける口蹄疫の発生状況及びその対応状況等について説明した内容が記載されており、発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが、上記(1)イと同様、職務遂行上の情報であり、同号ただし書八に該当すると認められる。

また、当該部分に記載された内容は、上記のとおりであることから、上記(1)ウと同様、これを公にしても、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

以上のことから、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

ウ ②O I E 洗浄国ステータス回復について

当該不開示部分には、農林水産省の職員が、O I E (国際獣疫事務局)による洗浄ステータス回復認定に関して説明した内容が記載されており、発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが、上記(1)イと同様、当該部分は、職務遂行上の情報であり、同号ただし書八に該当すると認められる。

また、当該部分に記載された内容は、上記のとおりであることから、上記(1)ウと同様、これを公にしても、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

以上のことから、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

エ ③ブルセラ病エライザキットの活用について

当該不開示部分には、農林水産省の職員が、ブルセラ病の検査状況及びO I Eの基準に関する事項等並びにブルセラ病の診断薬の使用範囲等について説明した内容が記載されている。

当該部分は、発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが、上記(1)イと同様、職務遂行上の情報であり、同号ただし書八に該当すると認められる。

当該部分のうち、ブルセラ病診断薬の使用範囲については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、農林水産省のホームページで当該情報が公表されていることが認められる。

また、当該不開示部分のうち、上記ブルセラ病診断薬の使用範囲以外の部分は、ブルセラ病に関して既に実施されている検査方法等に関する事項が記載されていることから、これを公にしても、ブルセラ病エライザキットを製造販売する特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、法5条2号イに該当しない。

当該部分に記載された内容は、上記のとおりであることから、上記（１）ウと同様、これを公にしても、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法５条６号柱書きに該当しない。

以上のことから、当該部分は、法５条１号、２号イ及び６号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

オ ④家畜の排せつ物等の処理について

当該不開示部分には、農林水産省の職員が、口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理条件に関して宮崎県から協議されたことについて説明した内容が記載されており、発言者に係る法５条１号本文前段の情報であるが、上記（１）イと同様、職務遂行上の情報であり、同号ただし書八に該当すると認められる。

また、当該部分に記載された内容は、上記のとおりであることから、上記（１）ウと同様、これを公にしても、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法５条６号柱書きに該当しない。

以上のことから、当該部分は、法５条１号及び６号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

カ ⑤中間的整理について

当該不開示部分には、農林水産省の職員が、中間的整理について説明した内容が記載されており、発言者に係る法５条１号本文前段の情報であるが、上記（１）イと同様、職務遂行上の情報であり、同号ただし書八に該当すると認められる。

また、中間的整理は、本件委員会の第１５回会議が行われた翌日（平成２２年８月２５日）付けで農林水産省のホームページにおいて公表されており、当審査会事務局職員をして確認させたところ、公表された資料と農林水産省の職員が説明した部分の内容は、そのほとんどが同一又は同旨であることが認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、公表されたものと比較し、修正箇所等が判明したとしても、そこから各委員の具体的な発言内容までが推察され、今後の委員会における率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないので、法５条６号柱書きに該当しない。

以上のことから、当該部分は、法５条１号及び６号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

（６）今後の対応策等の説明部分について（次の①ないし⑤の各区分に掲げる部分）

- ① 別紙1（第10回議事録）中，区分20及び区分23
- ② 別紙2（第11回議事録）中，区分58ないし区分61
- ③ 別紙3（第12回議事録）中，区分3
- ④ 別紙4（第13回議事録）中，区分19ないし区分25及び区分27ないし区分29
- ⑤ 別紙5（第14回議事録）中，区分26ないし区分31及び区分37

ア 当該不開示部分には，農林水産省の職員が，今後の（防疫）対応と題して，防疫措置方法，防疫措置に関する各都道府県に対する通知等，清浄化に関する事項及びワクチン接種・使用に関する事項等について説明した内容が記載されている。

イ 当該部分は，発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが，上記（1）イと同様，職務遂行上の情報であり，同号ただし書八に該当すると認められる。

ウ また，当該部分の一部には，特定会社の農場，工場等における今後の口蹄疫の対応策など法5条2号に係る法人に関する情報が記載されているが，異議申立人が異議申立ての対象外とする法人名を除く部分については，法人名が異議申立ての対象外とされ開示されないことに鑑みると，上記（4）ウと同様，これを公にしても，特定会社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく，同号イに該当するとは認められない。

エ 当該部分に記載された内容は，上記アのとおりであるが，上記（4）エと同様，これを公にしても，今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので，法5条6号柱書きに該当しない。

オ 以上のことから，当該部分は，法5条1号，2号イ及び6号柱書きには該当しないので，開示すべきである。

(7) 審議概要の説明部分について（次の①ないし④の各区分に掲げる部分）

- ① 別紙1（第10回議事録）中，区分36
- ② 別紙4（第13回議事録）中，区分31
- ③ 別紙5（第14回議事録）中，区分38
- ④ 別紙6（第15回議事録）中，区分53

ア 当該不開示部分は，農林水産省の職員が，公表するための審議の概要案を説明した内容が記載されており，発言者に係る法5条1号本文前段の情報であるが，上記（1）イと同様，職務遂行上の情報であり，同号ただし書八に該当すると認められる。

イ 審議の概要は，農林水産省のホームページにおいて公表されており，当審査会事務局職員をして確認させたところ，公表された概要と農林

水産省の職員が説明した部分の内容は、そのほとんどが同一又は同旨であることが認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、公表されたものと比較し、修正箇所等が判明したとしても、そこから各委員の具体的な発言内容までが推察され、今後の委員会における率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の本件委員会等の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

ウ 以上のことから、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当するとは認められないので、開示すべきである。

(8) 上記(1)ないし(7)以外の部分について

ア 当該不開示部分には、平成22年4月に宮崎県において発生した口蹄疫の防疫に関する対応等について、各委員等の具体的な発言が記載されている。

諮問庁は、理由説明書において、本件委員会は、国や県が家畜伝染病予防法に基づき、個人の財産である家畜に対する殺処分や移動制限などの強制的な事項等に関することについて審議するものであるところ、宮崎県において発生した口蹄疫に関してワクチン接種などの防疫対策を実施するために会議が開催されたものであり、その内容が個人及び企業に係る情報等を基に議論がなされたことから、食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）3条2項ただし書の理由に基づき、本件委員会の会長（委員長）が非公開としたものであるが、会議の議事要旨は、毎回公表していると説明する。

また、諮問庁は、審議の内容がこのようなものであることから、個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、委員が議論の過程における一発言にまで論難され、責任を問われることを恐れる余り、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高いことから、当該部分は法5条6号柱書きに規定する「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当すると説明する。

このような諮問庁の説明に対し、異議申立人は、意見書において、会長（委員長）が会議を非公開としたとの説明には根拠がなく、また、食料・農業・農村政策審議会令、議事規則及び家畜衛生部会運営内規には、本件委員会の会議の非公開に関する規則はなく、これは審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）（以下「基本的計画」という。）に違反していると主張する。

そこで、以下、基本的計画と本件委員会の会議等の公開に係る取扱

いについて検討する。

イ 基本的計画について

基本的計画中の審議会等の運営に関する指針においては、会議又は議事録は速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保することとされているが、特段の理由があり会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに議事要旨を公開するものとされている。また、行政処分、不服審査等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができることとされている。

ウ 本件委員会の会議等を非公開とする規定について

上記アのとおり、諮問庁は、議事規則に基づき、会議を非公開としていると説明するが、異議申立人は、本件委員会の会議の非公開に関する規則は存在しないと主張しているため、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおりである。

- ① 議事規則では、会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、食料・農業・農村政策審議会に属する部会の部会長は、会議を非公開とすることができることとされ（同規則8条の準用規定に基づく同規則3条2項）、議事録についても、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、部会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするすることができる（同規則8条の準用規定に基づく同規則4条）とされている。
- ② さらに、議事規則9条において、部会長が必要があると認めるときは、専門委員等により構成する小委員会に付託して調査審議をさせることができるとされていることから、本件委員会は部会に内包されている組織であるとみなし、本件委員会における会議及び議事要旨の公開については、上記各規定に準じて対応している。

このような諮問庁の説明は、特段、不自然不合理とは認められない。

したがって、異議申立人が本件委員会の会議の非公開に関する規則がないと主張することについては、当該主張は採用できない。

エ 基本的計画と本件委員会の議事録を非公開としていることとの関係について

本件委員会の議事録は、会議と同様、非公開とされている。

食料・農業・農村政策審議会及び当該審議会に属する他の部会にお

ける議事録の公開状況について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該審議会及び同審議会に属する多数の部会の議事録が、農林水産省のホームページにおいて公開されていると認められる。

そこで、基本的計画においては、原則、会議又は議事録は公開とされているにもかかわらず、本件委員会の議事録を公開していない理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、あえて基本的計画との関係で非公開としている理由を述べるならば、議事録を公開すると、当事者の権利及び利益等を害するおそれがあることから非公開としているとのことであった。

オ 上記（１）ないし（７）以外の部分の法５条６号柱書き該当性について

（ア）諮問庁は、上記アのとおり、当該部分は、法５条６号柱書きに該当すると説明するので、これを検討する。

（イ）本件委員会は、上記ア及びウのとおり、議事規則に基づき、非公開とされており、議事録についても同様に非公開とされている。

また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、委員会の開催に当たり、その冒頭において会議が非公開である旨が各委員等に説明され、さらに、議事内容が議事概要としてまとめられて公表されることも説明されていることが認められる。

以上のことを踏まえ、本件対象文書を見分すると、本件委員会の議事に参加する各委員等の者は、そのような認識の下、上記（１）ないし（７）以外の不開示部分において、率直かつ忌憚（きたん）のない発言をしているものと推察される。

（ウ）このことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、家畜衛生部会の小委員会の中には、委員の発言を捉え、生産者団体等が特定の委員を名指しで批判したという事例があり、委員が一発言にまで論難されることを恐れるが余り、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなるおそれがあるとのことであった。

（エ）上記（ウ）のような諮問庁の説明については、上記アのとおり、本件委員会が、家畜伝染病予防法に基づき、個人の財産（家畜）に対する強制的な事項等を審議しているという特殊性を考慮すると、本件委員会においてもこのような事態が生じるおそれがないとは言えず、諮問庁の説明は、特段、不自然不合理とは認められない。

（オ）以上のことから、当該部分を公にすると、誰が、どのような発言をしたかが知られることとなるため、今後、率直な意見交換ができなくなるなど、委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あると認められることから、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 法5条1号ただし書口及び同条2号ただし書該当性について

異議申立人は、中間とりまとめにおいては、法5条1号ただし書口及び2号ただし書に規定するとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を含む調査結果も公表されていると主張し、本件対象文書中の開示を求める部分についても同様の理由から開示すべきことを求めているとも推察される。

そこで、上記(8)により、不開示としたことが妥当であるとした部分について検討すると、当該不開示部分には、各委員等が発言した具体的な内容が記載されており、当該部分は、発言した者の法5条1号本文前段の情報に該当するが、これを公にしないことにより保護される当該個人の権利利益に比較して、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であるとの公益上の必要性を認めるべき事情は見当たらず、当該部分は、法5条1号ただし書口に該当するとは認められない。

また、本件対象文書の一部には、事業を営む特定個人又は特定会社の農場等に係る記載があるが、当該部分は、法5条2号に該当する情報と認められるものの、上記と同様の理由から同号ただし書に該当するとは認められない。

3 本件開示決定の方法について

本件対象文書に係る原処分は、その一部が、個人情報、企業等の情報及び国が行う原因究明等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するので、これを公にすると、今後の同様の委員会において支障が生じるおそれがあるため、法5条1号、2号及び6号に該当することから不開示とされている。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、原処分に基づいて開示又は不開示とされた部分については、発言者の氏名等の部分は開示され、その発言内容の大部分は不開示とされていることが認められる。

しかし、異議申立人は、意見書において、宮崎県で発生した口蹄疫の対応に関して、①国は、ワクチン接種を動物の殺処分の前提とした必要性等についての説明責任が果たしていないこと及び②本件委員会が本来の責務を果たす議論を行ったかどうか議事録を公開し透明性を確保した上で、国民の的確な理解と批判を受ける責任があること等を主張しているため、異議申立人が開示を求めているものは、発言者の氏名等というよりも、審議した内容そのものであると推察される。

したがって、今後、処分庁においては、本件と同様の議事録の開示請求

があった場合、その開示決定等に当たっては、開示請求者が開示を求める対象が何であるか等を精査した上で、適切に対応すべきである。

4 審議会等の非公開と法に基づく情報公開について

本件委員会においては、上記2(8)ウのとおり、議事規則に基づき、本件委員会の会長(委員長)が会議及び議事録を非公開としており、当審査会においても、原処分における不開示部分の一定の部分については、不開示を妥当と判断したところである。

しかし、本件委員会のような審議会等において、会議及び議事録を非公開とすることとされている場合であっても、直ちに法5条各号の不開示情報に該当するものではない。

上記のような場合においても、法に基づく開示請求に対する判断に際しては、対象となる文書ごとに、個別に法5条各号の不開示情報該当性を検討することが求められる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁が同号1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、別紙1ないし別紙6に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 森田明, 委員 大橋洋一, 委員 中曾根玲子

別紙1 開示すべき部分（第10回議事録）

（注意）頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
1	6頁3行目7文字目ないし4行目
2	6頁5行目6文字目ないし27文字目
3	6頁5行目30文字目ないし末尾
4	6頁6行目及び7行目
5	6頁8行目ないし18行目
6	6頁19行目ないし24行目35文字目
7	6頁24行目36文字目ないし26行目5文字目
8	6頁26行目6文字目ないし7頁5行目4文字目
9	7頁5行目5文字目ないし6行目
10	7頁7行目ないし9行目32文字目
11	7頁9行目33文字目ないし14行目
12	7頁15行目ないし8頁14行目4文字目
13	8頁14行目7文字目ないし末尾
14	8頁15行目9文字目ないし16文字目
15	8頁15行目19文字目ないし末尾
16	8頁16行目ないし26行目
17	13頁1行目及び2行目
18	13頁4行目7文字目ないし末尾
19	13頁5行目6文字目ないし6行目
20	13頁7行目ないし16頁13行目
21	16頁14行目6文字目ないし21文字目
22	16頁14行目24文字目ないし末尾
23	16頁15行目ないし17頁26行目
24	17頁27行目7文字目ないし28行目
25	23頁28行目11文字目ないし24頁1行目
26	24頁2行目7文字目ないし末尾
27	24頁3行目11文字目ないし4行目
28	24頁5行目7文字目ないし6行目
29	26頁2行目7文字目ないし末尾
30	26頁3行目6文字目ないし4行目
31	26頁5行目ないし27頁8行目
32	27頁9行目7文字目ないし10行目
33	30頁5行目7文字目ないし6行目
34	30頁8行目7文字目ないし末尾

(注意) 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
35	30頁9行目11文字目ないし末尾
36	30頁11行目11文字目ないし31頁11行目
37	35頁2行目11文字目ないし3行目
38	35頁4行目10文字目ないし6行目3文字目
39	35頁6行目6文字目ないし10行目

別紙2 開示すべき部分 (第11回議事録)

(注意) 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
1	4頁3行目.7文字目ないし7行目
2	4頁8行目11文字目ないし13行目6文字目
3	4頁13行目9文字目ないし15行目24文字目
4	4頁15行目27文字目ないし17行目22文字目
5	4頁17行目25文字目ないし27文字目
6	4頁17行目30文字目ないし23行目
7	4頁24行目7文字目ないし27行目
8	4頁末行6文字目ないし20文字目
9	4頁末行23文字目ないし5頁4行目
10	5頁5行目ないし8行目
11	5頁9行目ないし12行目30文字目
12	5頁12行目31文字目ないし17行目
13	5頁18行目ないし23行目
14	5頁24行目ないし6頁1行目
15	6頁2行目ないし6行目
16	6頁7行目ないし12行目
17	6頁13行目ないし20行目
18	6頁21行目ないし29行目
19	6頁末行ないし7頁6行目
20	7頁7行目ないし8頁1行目
21	8頁2行目ないし6行目
22	8頁7行目ないし21行目
23	8頁27行目ないし9頁4行目
24	9頁7行目及び8行目
25	9頁9行目19文字目ないし12行目
26	9頁18行目34文字目ないし19行目
27	9頁23行目ないし末行13文字目
28	9頁末行14文字目ないし10頁3行目
29	10頁7行目ないし10行目
30	10頁11行目ないし16行目
31	10頁17行目ないし24行目
32	10頁25行目及び26行目
33	10頁27行目ないし11頁11行目
34	11頁12行目ないし14行目

(注意) 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
35	12頁25行目
36	12頁26行目7文字目ないし28行目6文字目
37	12頁28行目9文字目ないし29行目
38	12頁末行ないし15頁8行目
39	15頁9行目6文字目ないし10行目17文字目
40	15頁10行目20文字目ないし末尾
41	15頁11行目ないし16頁7行目10文字目
42	16頁7行目15文字目ないし9行目2文字目
43	16頁9行目7文字目ないし24行目36文字目
44	16頁25行目ないし26行目16文字目
45	16頁26行目19文字目ないし27行目
46	16頁28行目3文字目ないし29行目5文字目
47	16頁29行目8文字目ないし11文字目
48	16頁29行目14文字目ないし17頁3行目6文字目
49	17頁3行目10文字目ないし11行目35文字目
50	17頁12行目ないし28行目18文字目
51	17頁28行目23文字目ないし18頁8行目
52	18頁9行目11文字目ないし10行目
53	18頁11行目ないし24行目
54	18頁25行目7文字目ないし26行目
55	27頁2行目7文字目ないし末尾
56	27頁4行目7文字目ないし5行目
57	27頁6行目6文字目ないし末尾
58	27頁7行目ないし11行目31文字目
59	27頁11行目35文字目ないし24行目3文字目
60	27頁24行目7文字目ないし13文字目
61	27頁24行目19文字目ないし28頁8行目
62	28頁9行目7文字目ないし末尾
63	29頁22行目7文字目ないし24行目
64	29頁26行目7文字目ないし末尾
65	29頁27行目6文字目ないし末行
66	30頁1行目ないし4行目9文字目
67	30頁4行目12文字目ないし14文字目
68	30頁4行目17文字目ないし5行目19文字目
69	30頁5行目22文字目ないし10行目

(注意) 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
70	30頁11行目7文字目ないし末尾
71	30頁29行目及び30行目(未行)
72	31頁1行目11文字目ないし末尾
73	32頁22行目11文字目ないし24行目
74	32頁25行目10文字目ないし未行

別紙3 開示すべき部分（第12回議事録）

（注意） 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
1	1頁9行目7文字目ないし11行目
2	3頁21行目
3	3頁22行目7文字目ないし末尾
4	3頁末行8文字目ないし末尾

別紙4 開示すべき部分（第13回議事録）

（注意）頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
1	5頁9行目6文字目ないし12行目
2	5頁13行目6文字目ないし14行目
3	5頁15行目ないし6頁1行目15文字目
4	6頁1行目22文字目ないし8頁4行目12文字目
5	8頁4行目15文字目ないし末尾
6	8頁5行目6文字目ないし10行目2文字目
7	8頁10行目7文字目ないし38文字目
8	8頁11行目4文字目ないし28文字目
9	8頁11行目33文字目ないし13行目6文字目
10	8頁13行目12文字目ないし末尾
11	8頁14行目5文字目ないし24行目31文字目
12	8頁24行目36文字目ないし9頁18行目
13	9頁19行目6文字目ないし10頁7行目
14	10頁8行目6文字目ないし9行目
15	16頁7行目6文字目ないし8行目
16	16頁10行目6文字目ないし11行目
17	16頁12行目6文字目ないし末尾
18	16頁13行目6文字目ないし末尾
19	16頁14行目6文字目ないし19行目14文字目
20	16頁19行目17文字目ないし17頁14行目2文字目
21	17頁14行目8文字目ないし末尾
22	17頁15行目11文字目ないし末尾
23	17頁16行目6文字目ないし17行目
24	17頁18行目11文字目ないし19行目
25	17頁20行目6文字目ないし末尾
26	17頁21行目6文字目ないし23行目
27	17頁24行目ないし18頁26行目
28	18頁27行目10文字目ないし19頁9行目21文字目
29	19頁9行目24文字目ないし11行目
30	49頁3行目6文字目ないし4行目
31	49頁6行目11文字目ないし50頁11行目
32	50頁15行目及び16行目
33	50頁17行目10文字目ないし22行目

別紙5 開示すべき部分（第14回議事録）

（注意）頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
1	6頁5行目7文字目ないし6行目
2	6頁7行目6文字目ないし11文字目
3	6頁7行目14文字目ないし末尾
4	6頁8行目ないし7頁末行19文字目
5	7頁末行24文字目ないし8頁2行目21文字目
6	8頁2行目26文字目ないし3行目33文字目
7	8頁4行目2文字目ないし10頁8行目18文字目
8	10頁8行目21文字目ないし9行目18文字目
9	10頁9行目22文字目ないし14行目13文字目
10	10頁14行目16文字目ないし16行目13文字目
11	10頁16行目16文字目ないし27行目36文字目
12	10頁28行目ないし11頁5行目23文字目
13	11頁5行目24文字目ないし9行目
14	11頁10行目ないし12行目36文字目
15	11頁13行目6文字目ないし20文字目
16	11頁13行目25文字目ないし16行目16文字目
17	11頁16行目21文字目ないし12頁21行目
18	12頁22行目6文字目ないし23行目
19	12頁24行目ないし14頁2行目
20	14頁3行目6文字目ないし末尾
21	14頁4行目ないし15頁15行目
22	15頁16行目7文字目ないし17行目
23	24頁4行目7文字目ないし末尾
24	24頁6行目7文字目ないし7行目
25	24頁8行目6文字目ないし10行目
26	24頁11行目ないし28頁8行目2文字目
27	28頁8行目12文字目ないし27行目8文字目
28	28頁27行目18文字目ないし28行目15文字目
29	28頁28行目24文字目ないし29頁5行目34文字目
30	29頁6行目4文字目ないし19行目28文字目
31	29頁19行目33文字目ないし30頁28行目
32	30頁29行目7文字目ないし末尾
33	39頁16行目7文字目ないし17行目
34	39頁19行目7文字目ないし末尾

(注意) 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
35	41頁22行目及び23行目
36	41頁25行目7文字目ないし末尾
37	41頁26行目6文字目ないし末行
38	50頁1行目11文字目ないし51頁5行目
39	51頁21行目7文字目ないし22行目
40	51頁23行目11文字目ないし25行目
41	51頁26行目10文字目ないし末行

別紙6 開示すべき部分 (第15回議事録)

(注意) 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
1	5頁36行目7文字目ないし6頁1行目
2	6頁2行目6文字目ないし11文字目
3	6頁2行目14文字目ないし5行目
4	6頁6行目ないし8行目
5	6頁9行目ないし7頁9行目
6	7頁10行目7文字目ないし11行目
7	7頁33行目7文字目ないし34行目
8	7頁36行目7文字目ないし37行目
9	7頁末行6文字目ないし11文字目
10	7頁末行14文字目ないし8頁2行目
11	8頁3行目ないし6行目18文字目
12	8頁6行目21文字目ないし8行目15文字目
13	8頁8行目18文字目ないし9頁1行目23文字目
14	9頁1行目24文字目ないし7行目
15	9頁8行目及び9行目
16	9頁10行目ないし11行目20文字目
17	9頁11行目21文字目ないし11頁19行目
18	11頁20行目7文字目ないし21行目5文字目
19	11頁21行目8文字目ないし末尾
20	25頁9行目7文字目ないし10行目
21	25頁13行目7文字目ないし14行目
22	25頁15行目6文字目ないし16行目
23	25頁17行目ないし18行目13文字目
24	25頁18行目14文字目ないし19行目7文字目
25	25頁19行目8文字目ないし31行目
26	25頁32行目7文字目ないし末尾
27	26頁16行目7文字目ないし22行目
28	26頁23行目11文字目ないし26行目34文字目
29	26頁26行目37文字目ないし40文字目
30	26頁26行目43文字目ないし29行目
31	26頁31行目11文字目ないし32行目
32	26頁33行目10文字目ないし37行目
33	26頁末行11文字目ないし27頁1行目
34	27頁3行目11文字目ないし6行目8文字目

(注意) 頁数は、最初の1枚目を1頁として数えた頁数

区分	開示すべき部分
35	27頁6行目11文字目ないし13文字目
36	27頁6行目16文字目ないし18文字目
37	27頁6行目21文字目ないし8行目
38	27頁9行目7文字目ないし11行目
39	27頁12行目6文字目ないし13行目
40	27頁14行目ないし29行目
41	28頁35行目ないし29頁1行目
42	29頁2行目7文字目ないし末尾
43	29頁3行目3文字目ないし5文字目
44	29頁3行目8文字目ないし末尾
45	30頁8行目11文字目ないし9行目
46	30頁10行目ないし12行目9文字目
47	30頁12行目12文字目ないし末尾
48	30頁13行目6文字目ないし末尾
49	30頁14行目ないし31頁33行目
50	31頁34行目7文字目ないし35行目
51	33頁18行目及び19行目
52	33頁20行目11文字目ないし末尾
53	33頁22行目11文字目ないし34頁10行目
54	34頁13行目及び14行目
55	34頁16行目11文字目ないし17行目
56	34頁18行目10文字目ないし22行目20文字目
57	34頁22行目23文字目ないし27行目